

第195期 決算公告

山形市七日町三丁目1番2号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	26,594	預金	1,590,787
現金	21,009	当座預金	43,950
預け	5,585	普通預金	770,378
コ 一 口 一	28,546	貯蓄預金	42,352
買 入 金 債 権	17,383	通知預金	2,997
商 品 有 価 証 券	324	定期預金	702,574
商 品 国 債	322	定期積金	8,991
商 品 地 方 債	1	その他の預金	19,542
有 価 証 券	656,171	譲渡性預金	58,581
国 債	173,977	コ 一 ル マ ネ 一	2,467
地 方 債	136,135	外 国 為 替	33
短 期 社 債	2,998	売 渡 外 国 為 替	32
社 債	125,107	未 払 外 国 為 替	0
株 式	66,845	そ の 他 負 債	8,685
そ の 他 の 証 券	151,106	未 決 済 為 替 借	554
貸 出 金	1,051,201	未 払 法 人 税 等	1,723
割 引 手 形 付	18,395	未 払 費 用	2,036
手 形 貸 付	58,477	前 受 収 益	635
証 書 貸 付	800,719	給 付 補 て ん 備 金	4
当 座 貸 越	173,609	金 融 派 生 商 品	951
外 国 為 替	323	そ の 他 の 負 債	2,779
外 国 他 店 預 け	281	役 員 賞 与 引 当 金	20
買 入 外 国 為 替	23	退 職 給 付 引 当 金	9,323
取 立 外 国 為 替	18	繰 延 税 金 負 債	3,114
そ の 他 資 産	6,526	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,044
未 決 済 為 替 貸	414	支 払 承 諾	18,194
前 払 費 用	4	負 債 の 部 合 計	1,693,251
未 収 収 益	3,196	(純資産の部)	
金 融 派 生 商 品	69	資 本 金	12,008
そ の 他 の 資 産	2,841	資 本 剰 余 金	4,933
有 形 固 定 資 産	15,854	資 本 準 備 金	4,932
建 物	4,277	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
土 地	9,600	利 益 剰 余 金	88,302
建 設 仮 勘 定	257	利 益 準 備 金	7,076
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,718	そ の 他 利 益 剰 余 金	81,226
無 形 固 定 資 産	316	退 職 給 与 積 立 金	520
ソ フ ト ウ ェ ア	91	別 途 積 立 金	74,500
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	225	繰 越 利 益 剰 余 金	6,206
支 払 承 諾 見 返	18,194	自 己 株 式	△ 327
貸 倒 引 当 金	△ 5,341	株 主 資 本 合 計	104,915
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,366
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 471
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,033
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	17,928
資 産 の 部 合 計	1,816,096	純 資 産 の 部 合 計	122,844
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,816,096

損益計算書〔平成18年4月1日から〕
平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		41,036
資金運用収益	30,215	
貸出金利	20,188	
有価証券利息配当	9,359	
コールローン利息	551	
預け金利	0	
その他の受入利息	114	
役員取引等収益	6,684	
受入為替手数料	1,986	
その他の役員収益	4,697	
その他業務収益	2,346	
外国為替売買益	88	
商品有価証券売買益	19	
国債等債券売却益	2,157	
国債等債券償還益	40	
その他の業務収益	40	
その他経常収益	1,790	
株式等売却益	1,313	
その他の経常収益	477	
経常費用		32,251
資金調達費用	2,816	
預金利息	1,494	
譲渡性預金利息	139	
コールマネー利息	278	
売渡手形利息	2	
借入金利息	52	
金利スワップ支払利息	457	
その他の支払利息	392	
役員取引等費用	2,032	
支払為替手数料	358	
その他の役員費用	1,674	
その他業務費用	3,065	
国債等債券売却損	2,597	
国債等債券償還損	432	
その他の業務費用	35	
営業経常費用	21,786	
その他経常費用	2,551	
貸倒引当金繰入額	1,801	
貸出金償却	6	
株式等売却損	82	
株式等償却	154	
その他の経常費用	506	
経常特別利益		8,784
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	4	
特別損失		104
固定資産処分損	104	
税引前当期純利益		8,685
法人税、住民税及び事業税		3,964
法人税等調整額		△395
当期純利益		5,116

貸借対照表注記事項

1. **記載金額**は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. **商品有価証券の評価**は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. **有価証券の評価**は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. **デリバティブ取引の評価**は、時価法により行っております。
5. **有形固定資産の減価償却**は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
動 産	2年～15年
6. **無形固定資産の減価償却**は、定額法により償却しております。なお、**自社利用のソフトウェア**については、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. **外貨建資産・負債**は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. **貸倒引当金**は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
9. **従来、役員賞与**は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
10. **退職給付引当金**は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

当行は、平成19年1月30日に退職給付制度の改訂を行い、退職一時金制度および確定給付企業年金制度についてその一部をキャッシュバランスプラン（混合型年金）へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴い退職給付債務が3,023百万円減少し、過去勤務債務を同額認識しております。当期の影響額は営業経費が151百万円減少し、税引前当期純利益が同額増加しております。
11. **リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引**については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. **金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法**は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施しておりません。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は757百万円（税効果額控除前）であります。
13. **外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法**は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に

見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. **消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理**は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

15. **関係会社に対する金銭債権総額** 16,994百万円

16. **関係会社に対する金銭債務総額** 788百万円

17. **有形固定資産の減価償却累計額** 23,391百万円

18. **有形固定資産の圧縮記帳額** 2,132百万円

19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は2,018百万円、**延滞債権額**は23,422百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、**3カ月以上延滞債権額**は13百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は6,028百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. **破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**は31,483百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,419百万円であります。

25. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 111,171百万円

担保資産に対応する債務

預 金 5,543百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券55,499百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は273百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,136百万円

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は8,490百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ8,490百万円減少しております。

28. **1株当たりの純資産額** 716円93銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる影響は軽微であります。

29. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金（又は資本準備金）の計上額は、ございません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下34. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3, 3 2 3	2

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	34,159	65,599	31,439	32,098	659
債券	430,771	426,540	△4,230	1,606	5,836
国債	178,751	173,977	△4,774	302	5,076
地方債	135,449	136,135	685	956	271
社債	116,569	116,427	△142	346	488
その他	164,217	165,952	1,735	4,384	2,648
合計	629,148	658,092	28,944	38,089	9,144

なお、上記の評価差額から繰延税金負債11,577百万円を差し引いた額17,366百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3 2 6, 3 7 3	3, 4 6 5	2, 5 7 6

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	8,680
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	20 4
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券 その他	1,222 0 85

34. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	22,538	216,981	125,240	70,459
国債	2,001	54,045	49,082	68,848
地方債	9,559	75,749	50,826	—
社債	10,977	87,187	25,331	1,611
その他	6,734	49,604	44,775	33,147
合計	29,272	266,586	170,015	103,606

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、454,958百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が444,093百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1, 6 2 4 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	3, 7 2 9
有価証券償却損金算入限度額超過額	1, 7 1 0
減価償却損金算入限度額超過額	1, 0 1 8
その他	1, 8 4 2
繰延税金資産小計	9, 9 2 3
評価性引当額	△1, 4 5 4
繰延税金資産合計	8, 4 6 9
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1 1, 5 7 7
その他	5
繰延税金負債小計	1 1, 5 8 3
繰延税金負債の純額	3, 1 1 4 百万円

37. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は123,314百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
 - ② 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

38. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

39. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 12.69%（国内基準）

損益計算書注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引による収益	189 百万円
役員取引等に係る収益総額	47 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16 百万円
その他の取引に係る収益総額	- 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用	5 百万円
役員取引等に係る費用総額	120 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	- 百万円
その他の取引に係る費用総額	440 百万円
3. 1株当たり当期純利益金額 29円 84銭
4. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。
5. 関連当事者との取引

(1) 子会社および関連会社等 (単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	直接所有 5.0%	役員の兼任 預金取引	貸出金被保証	286,218	-	-
				保証料の支払	60	-	-
				代位弁済金の受取	418	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 山銀保証サービス(株)との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。
当行は、特定関係者(銀行の子会社および主要株主等)との間で行われる取引に関し銀行法の定めるルール、いわゆるアームズレングスルールを遵守し、同ルールに照らして適法な取引を行っております。

(2) 役員及びその近親者 (単位:百万円)

属性	会社等の名称または氏名	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(平均残高)	科目	期末残高
役員及びその近親者	山口寿男	なし	当行監査役 社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部 山形県済 生会理事(注1)	資金の貸付	5,009	貸付金	4,989
				借入金に対する保証	518	支払承諾	428
				債務保証(注2)	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 監査役山口寿男が社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会理事として行った取引であります。

なお、監査役山口寿男は、平成19年3月31日をもって同法人の理事を退任いたしております。

取引条件及び取引条件の決定方針等は他の取引先と同一であります。

(注2) 当行は、第三者社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会に対する貸出金の一部について監査役山口寿男より債務保証を受けておりました。

連結貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	26,595	預 金	1,590,026
コールローン及び買入手形	28,546	譲 渡 性 預 金	53,531
買入金銭債権	19,492	コールマネー及び売渡手形	2,467
商品有価証券	324	借 用 金	3,546
有 価 証 券	656,359	外 国 為 替	33
貸 出 金	1,039,439	そ の 他 負 債	13,539
外 国 為 替	323	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	10,986	退 職 給 付 引 当 金	9,341
有形固定資産	27,847	繰 延 税 金 負 債	3,048
建 物	4,298	再評価に係る繰延税金負債	2,044
土 地	9,600	支 払 承 諾	18,814
建設仮勘定	257	負 債 の 部 合 計	1,696,412
その他の有形固定資産	13,691		
無形固定資産	1,675	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,448	資 本 金	12,008
その他の無形固定資産	227	資 本 剰 余 金	4,934
繰延税金資産	612	利 益 剰 余 金	88,590
支払承諾見返	18,814	自 己 株 式	△327
貸倒引当金	△7,620	株 主 資 本 合 計	105,205
		その他有価証券評価差額金	17,367
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△471
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,033
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	17,929
		少 数 株 主 持 分	3,850
		純 資 産 の 部 合 計	126,986
資産の部合計	1,823,398	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,823,398

連結損益計算書 } (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		48,689
資金運用収益	30,300	
貸出金利息	20,222	
有価証券利息配当金	9,364	
コールローン利息及び買入手形利息	551	
預け金利息	0	
その他の受入利息	161	
役務取引等収益	7,797	
その他の業務収益	8,745	
その他の経常収益	1,846	
経常費用		39,641
資金調達費用	2,859	
預金利息	1,488	
譲渡性預金利息	139	
コールマネー利息及び売渡手形利息	281	
借入金利息	96	
その他の支払利息	855	
役務取引等費用	1,926	
その他の業務費用	8,927	
営業経費用	22,885	
その他の経常費用	3,042	
貸倒引当金繰入額	1,991	
その他の経常費用	1,050	
経常利益		9,048
特別利益		18
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	18	
特別損失		104
固定資産処分損	104	
税金等調整前当期純利益		8,962
法人税、住民税及び事業税		4,172
法人税等調整額		△ 410
少数株主利益		14
当期純利益		5,185

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

山銀リース株式会社

山銀保証サービス株式会社

やまぎんディーシーカード株式会社

やまぎんキャピタル株式会社

山銀システムサービス株式会社

山銀ビジネスサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

持分法を適用した関連会社 1社

主要な会社名

やまぎんジェーシービーカード株式会社

なお、やまぎんジェーシービーカード株式会社については、当行グループにおいて株式を追加取得したことから、当連結会計年度より、持分法適用の関連会社を含めております。

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却することとしております。

連結貸借対照表注記事項

1. **記載金額**は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. **商品有価証券の評価**は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. **有価証券の評価**は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. **デリバティブ取引の評価**は、時価法により行っております。
5. **当行の有形固定資産の減価償却**は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
動 産	2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
6. **無形固定資産の減価償却**は、定額法により償却しております。なお、**自社利用のソフトウェア**については、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. **当行の外貨建資産・負債**は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. **当行の貸倒引当金**は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
9. **従来、役員賞与**は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は20百万円減少しております。
10. **退職給付引当金**は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

当行は、平成19年1月30日に退職給付制度の改訂を行い、退職一時金制度および確定給付企業年金制度についてその一部をキャッシュバランプラン（混合型年金）へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴い退職給付債務が3,023百万円減少し、過去勤務債務を同額認識しております。当連結会計年度の影響額は営業経費が151百万円減少し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。
11. **当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引**については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. **当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法**は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施しておりません。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は757百万円（税効果額控除前）であります。

13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。
- 連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。
14. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 23,489百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,132百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,036百万円、延滞債権額は23,649百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は19百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,136百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,841百万円であります。
- なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,419百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 111,171百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預 金 | 5,543百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券55,499百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は274百万円であります。
23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,490百万円であります。
- なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。
- これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ8,490百万円減少しております。
24. 1株当たりの純資産額718円63銭
- 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、500,503百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が489,638百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
26. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
27. 「貸借対照表の純資産の部」の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部

の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ表示しております。
なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は123,606百万円であります。
 - (2) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
 - ② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
28. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
29. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 13.07%（国内基準）

連結損益計算書注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 30円25銭
3. 「その他の経常費用」には、株式等償却154百万円を含んでおります。